

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 各道府県警察本部長 殿
 (参考送付)
 庁内関係各課長
 各管区警察局広域調整担当部長
 各方面本部長

警察庁丁刑企発第48号
 令和2年5月25日
 警察庁刑事局刑事企画課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の捜査上の留意点等について
 (通達)

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の解除について(通達)」(令和2年5月25日付け警察庁丙備二発第28号ほか)で示されたとおり、本日、緊急事態解除宣言がなされたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等で指摘されているとおり、今後も、基本的な感染防止策の徹底を継続する必要があるところである。このような状況においても、警察として、犯罪を的確に検挙して事案を解明し、治安責任を果たすべきことに変わりはないことから、各位にあっては、下記について留意の上、引き続き、捜査員の感染防止と業務継続性の確保に万全を期されたい。

なお、本通達については、警察庁関係各局に連絡済みであり、各都道府県警察においても他の捜査部門へ周知を徹底されたい。

記

第1 感染防止対策上の一般的留意事項

新型コロナウイルス感染症については、一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染と接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で会話するなどの環境では、せきやくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、特に、密閉空間(換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人々が密集)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声)という三つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いほか、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話にはリスクが存在するとされている。

そのため、捜査活動においても、平素から、マスクの着用、こまめな手洗い、手指の消毒等の徹底を図るとともに、人と人との距離を確保するほか、「三つの密」の回避に努めること。また、平素から、捜査員やその同居家族等の体調管理を徹底し、風邪の症状や発熱のほか、味覚障害や嗅覚障害が生じていないかなど、体調不良者の早期把握に努めること。

第2 捜査活動上の留意点

1 適切な捜査指揮

上記第1の新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染リスク回避の観点から、捜査幹部にあつては、個別具体の事件ごとに、具体的かつ適切な捜査指揮に努めること。

2 被疑者、参考人等の体調確認等

被疑者、参考人等の取調べ、逮捕、搜索差押え等捜査活動に当たっては、必要に応じ、事前に、当該被疑者等に対し、発熱、せき等の症状の有無等を確認した上、マスク等を積極的に着用させること。

3 人との接触機会の極小化

- (1) 参考人等の事情聴取に当たっては、電話聴取結果報告書で足りる場合は同報告書で対応すること。調書化が必要な場合には、事前に電話等で必要事項を聴取し、調書作成等のために対面する時間を最小限とすること。
- (2) 捜査員間で捜査情報を共有するに当たっては、電話等により、可能な限り人と人との接触を伴わない方法で実施すること。
- (3) 署名時のボールペン等貸与物については、貸与後はこまめに消毒措置を行うこと。
- (4) いわゆるリモートワークの積極的推進の観点から、情報管理部門と連携しつつ、所要の検討を進めること。

4 閉鎖空間における感染リスクの回避

- (1) 取調べ室や捜査車両については、逃走防止、保秘に配慮しつつ、捜査に支障のない範囲で扉や窓を開放したり、適宜の休憩をとって換気したりするほか、使用後はこまめに消毒措置を行うこと。
- (2) 取調べ室における取調べは、閉鎖空間における近距離での会話であるため、より一層の感染防止策を講じる必要がある一方、取調べの機能を損なわないための配慮も不可欠であることから、所要の対策を講じること。
- (3) 引き当たり捜査、搜索等に当たっては、計画段階で、人数、方法、動線等について慎重に検討し、「三つの密」を可能な限り回避すること。

5 都道府県警察間の共助のあり方等

- (1) 感染の疑いがある被疑者の護送が必要となる可能性がある場合には、関係都道府県警察と調整を速やかに行うこと。また、必要に応じて、当課にも相談すること。

- (2) 出張捜査については、その必要性や緊急性を検討した上で、必要に応じて、関係都道府県警察への捜査嘱託や関係者に対する電話聴取等についても検討すること。その上で、出張捜査を行う場合には、出張先の感染状況等を踏まえ、十分な感染防止措置をとること。

6 関係機関との連携

- (1) 感染し、又は感染の疑いがある被疑者の送致等に際しては、地方検察庁等と速やかに所要の調整を行うこと。
- (2) 留置管理部門と緊密に連携し、被留置者の健康状態の把握に努めるほか、引き当たり捜査に伴う護送時等には、必要な感染防止措置をとるとともに、感染が判明した場合に備え、立ち寄り先や接触した者を把握しておくこと。
- (3) 給与厚生部門との連絡を密にし、地域の感染状況や傾向等について、積極的に把握すること。

第3 会議、指導等実施上の留意点

会議、巡回指導等については、従来の方法をいたずらに踏襲するのではなく、感染防止の観点から、個別具体的に実施の必要性や方法の妥当性等を検討し、実施する場合には、可能な限りテレビ電話等により接触機会の回避に努めること。その上で、対面で実施せざるを得ない場合には、規模、方法等について検討の上、マスクの着用、座席等の距離の確保、換気等感染リスク回避のための具体的な対策をとること。